

○健康被害が報告されている未承認医薬品等の輸入時の取扱いについて（協力依頼）

（平成14年8月28日）

（医薬発第0828011号）

（財務省関税局長あて厚生労働省医薬局長通知）

今般、我が国において中国から個人輸入された痩身用未承認医薬品及び健康食品（以下「未承認医薬品等」という。）の服用後、死亡例等重篤な事例を含む健康被害事例が発生しているところであります。

上記のような状況にかんがみ、現在までに健康被害が報告され、製品名を公表している未承認医薬品等に関しては、業を目的とするものについて輸入時の監視強化を行い、健康被害の発生防止に努めているところですが、個人使用目的とされる輸入に関しても健康被害を未然に防ぐため、平成14年9月2日より当分の間、別に連絡する未承認医薬品等については、昭和57年4月8日薬発第363号厚生省薬務局長通知別添2の2の(2)のアに規定する、「厚生労働省確認済の報告書の提出を必要とするもの」に準じて取り扱うこととしますので、特段の御配慮をお願いします。

○健康被害が報告されている未承認医薬品等の輸入時の取扱いについて（協力依頼）

（平成14年8月28日）

（医薬発第0828012号）

（各地方厚生局長あて厚生労働省医薬局長通知）

今般、我が国において中国から個人輸入された痩身用未承認医薬品及び健康食品（以下「未承認医薬品等」という。）の服用後、死亡例等重篤な事例を含む健康被害事例が発生しているところである。

上記のような状況にかんがみ、現在までに健康被害が報告され、製品名を公表している未承認医薬品等に関しては、業を目的とするものについて輸入時の監視強化を行い、健康被害の発生防止に努めているところですが、個人使用目的とされる輸入に関しても健康被害を未然に防ぐため、平成14年9月2日より当分の間、別に連絡する未承認医薬品等については、昭和57年4月8日薬発第363号厚生省薬務局長通知別添2の2の(2)のアに規定する、「厚生労働省確認済の報告書の提出を必要とするもの」に準じて取り扱うこととしますので、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、財務省関税局長あて別添(写)のとおり通知したので併せてお知らせする。

○健康被害が報告されている未承認医薬品等の輸入時の取扱いについて

（平成14年8月28日）

（医薬発第0828013号）

（各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）

今般、我が国において中国から個人輸入された痩身用未承認医薬品及び健康食品（以下「未承認医薬品等」という。）の服用後、死亡例等重篤な事例を含む健康被害事例が発生しているところであります。

上記のような状況にかんがみ、現在までに健康被害が報告され、製品名を公表している未承認医薬品等に関しては、業を目的とするものについて輸入時の監視強化を行い、健康被害の発生防止に努めているところですが、個人使用目的とされる輸入に関しても健康被害を未然に防ぐため、別添(写)のとおり、財務省関税局長及び地方厚生局長あて通知したので、貴職におかれても内容を御了知のうえ、この業務の遂行に当たっては、格別の御協力をお願いします。